

《基礎給付3万円》高知市生活支援給付金(第4期)に関するよくある質問

I 制度概要・対象世帯について

Q 高知市生活支援給付金(第4期)の「基礎給付3万円」とは、どのような制度ですか。

A 継続するエネルギー・食料品等の物価高騰の影響により特に負担が増大している低所得世帯の方々の生活を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給します。

Q どのような世帯が支給対象となりますか。

A 基準日(令和6年12月13日)において、高知市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯が対象です。

ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- ・世帯全員が、住民税が課税されている者(市外在住の課税者も含む。)の扶養親族等になっている場合(税法上の扶養)
- ・高知市以外の自治体において、令和6年度住民税非課税世帯向けの給付金(3万円)を既に受給している場合

Q 生活支援給付金(第2期)又は(第3期)を受給したが、第4期は対象となりますか。

A 生活支援給付金(第2期)又は(第3期)の受給に関わらず、第4期の支給要件を満たせば対象となります。第4期の支給対象世帯については上記「Qどのような世帯が支給対象となりますか。」をご確認ください。

Q 令和6年度住民税はいつの収入に基づき課税されますか。

A 令和6年度分は令和5年1月～12月までの収入に基づき課税されます。

Q 生活保護世帯も支給対象となりますか。

A 基準日時点で、世帯全員が生活保護を受けている方は、世帯の中に、令和6年度住民税が課税されている方がいても、対象となります(医療扶助等のみで生活保護制度を利用している世帯は除きます)。

ただし、世帯全員が、住民税が課税されている者(市外在住の課税者も含む。)の扶養親族等になっている場合は対象外となります。

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 住民税等の支給要件を満たす場合は、矯正施設等に入所されている場合でも、支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税が課されている方の扶養親族等とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生(非課税)や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税)などをいいます。

Q 世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象外とありますが、世帯の中に課税されている方の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。また、この取扱いは生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯の中に、課税されている方の扶養親族ではない方が含まれている場合は支給対象となります。また、生活保護世帯についても同様です。

(例)世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

支給可否	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税)、Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

Q 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

A 租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者を含む世帯は、対象となりません。

2 手続きについて

Q 給付金はいつ頃振込まれますか。

A 高知市生活支援給付金(第2期)又は(第3期)を受給している世帯及び、基準日時点で公金受取口座のご登録をされている世帯の方には、令和7年1月31日に「支給のお知らせ」を発送し、令和7年2月18日の振込予定です(特に申請等の手続きは必要ありません。)

「支給のお知らせ」の対象でない世帯の方には、「支給要件確認書」を令和7年2月5日から順次発送いたします。確認書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。返送があったものから順次審査を行い、不備がなければ提出から約2~4週間後に振込予定です。

Q 「支給要件確認書」を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか。

A 再発行いたしますので、下記コールセンターへお申し出ください。なお、再発行には1週間程お時間をいただきますので、ご了承ください。

【高知市生活支援給付金(第4期)コールセンター】

電話番号:050-3644-9007

受付時間:午前8時30分から午後5時15分(土日祝除く)

3 その他

Q 令和6年度住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和6年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和6年度住民税が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還していただきます。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 収入認定されません。

Q 高知市以外に住民登録をし(市外に住民票あり)、高知市で生活保護を受給している世帯はどうしたらよいでしょうか。

A 住民登録している市区町村へお問合せください。

Q 本給付金は、差押え、課税の対象となりますか。

A 差押え、課税の対象とはなりません。

《こども加算2万円》高知市生活支援給付金(第4期)に関するよくある質問

1 制度概要・対象世帯について

Q 高知市生活支援給付金(第4期)の「こども加算2万円」とは、どのような制度ですか。

A 高知市生活支援給付金(第4期)の「基礎給付3万円」の対象世帯のうち、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)を扶養している世帯に対して、対象児童1人当たり2万円を加算給付します。

Q 「父・母・子」の家族について、「父(世帯主)」世帯と「母(世帯主)・子」世帯に分かれており、いずれも非課税世帯である場合、どちらの世帯がこども加算の支給対象となりますか。

A 原則、「子」の属する世帯の世帯主に給付することになりますので、「母」の世帯が対象となります。

Q 別居している扶養児童がいますが、支給対象となりますか。

A 高知市生活支援給付金(第4期)の「基礎給付3万円」の対象世帯で、別世帯の児童を扶養している場合は、別途申請いただくことで、こども加算の支給対象となる場合があります。
(例)高知市外の高校の寮に住民票を登録しているが、高知市内の世帯が扶養している場合。

Q 基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に新生児が生まれましたが、支給対象となりますか。

A 申請期限である令和7年3月31日までに生まれた新生児については、対象となります。

Q 令和6年12月14日以降に高知市に転入し、その後、新生児が生まれました。令和6年度住民税非課税世帯向け給付金(3万円)については、転入前の市町村で受給していますが、こども加算はどちらの市町村で支給されますか。

A 高知市におけるこども加算の対象者は、原則、基準日時点で本市に住民登録がある方になりますので、令和6年12月14日以降に本市に転入した方については、転入前の市区町村にお問合せください。
なお、DV被害等のやむを得ない事情がある方は、別途お問合せください。

2 手続きについて

Q 給付金はいつ頃振込まれますか。

A 高知市生活支援給付金(第2期)又は(第3期)を受給している世帯及び基準日時点で公金受取口座のご登録をされている世帯の方には、令和7年1月31日に「支給のお知らせ」を送付し、令和7年2月18日の振込予定です(特に申請等の手続きは必要ありません)。
「支給のお知らせ」の対象でない世帯の方には、「支給要件確認書」を令和7年2月5日から順次発送いたします。支給要件確認書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。返送があったものから順次審査を行い、不備がなければ提出から約2~4週間後に振込予定です。

Q どのようにして支払われますか。

A 原則、基礎給付と合わせて、世帯主の銀行口座へ高知市生活支援給付金(第4期)として振り込まれます。

Q いつまでに手続きをしないといけませんか。

A 支給要件確認書の返送期限は令和7年3月31日(必着)までです。令和6年12月14日以降に生まれた新生児につきましては、別途お問合せください。

Q 提出期限を超えて確認書を提出した場合はどうなりますか。

A 提出期限までに提出いただけない場合は、給付金を受け取ることができません。